

## 1 法改正の概要

### (1) 保育所等の職員による虐待に関する通告義務等について

- 児童福祉法により、施設職員等による虐待（被措置児童等虐待）を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、都道府県又は市町村に通告しなければならないとされ、また、通告を受けた都道府県は、次の対応を行うこととされている。
  - ・通告に係る事実を確認するための措置
  - ・児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
  - ・措置について児童福祉審議会への報告
  - ・虐待の状況等の公表
- 今般の法改正（2025年10月1日施行）により、「被措置児童等虐待<sup>(※)</sup>」の対象に保育所等が追加され、通告対応を行う「所管行政庁」が定められた。

<sup>(※)</sup>認定こども園法では「入園児虐待」

(表1) 通告義務対象施設	
所管行政庁：都道府県	<p>① 従前からの対象施設等</p> <p>小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設</p>
所管行政庁：市町村	<p>新規対象施設等</p> <p>放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業</p>

### (2) 児童生徒性暴力等により登録を取り消された保育士の再登録について

- 児童福祉法で、保育士となる資格を有する者が保育士となるには、都道府県知事が備える保育士登録簿に、登録を受けなければならないとされている。
- 児童福祉法の改正（2023年4月1日施行）により、職権での登録取消事項に「児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合」が追加された。
- 児童生徒性暴力等を行ったことを理由として保育士登録が取り消された者は、改善更生の状況等により、保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、再登録を行うことができるとされ、再登録を行う際は、あらかじめ、児童福祉審議会に意見を聴かなければならないとされた。
 

<sup>(※)</sup> 保育士の欠格事由に「取消から3年経過しない者」の規定があるため、上記事案に関連する再登録は最短でも2026年4月1日以降となる。

## 2 愛知県社会福祉審議会規程の一部改正

### (1) 改正の内容

- 被措置児童等虐待は、「児童措置審査部会」で調査審議を行うこととしてきた（表1-①）。今回の法改正による対象施設等の増加に伴い、調査審議件数の大幅な増加が見込まれること、また、表1-②の太字施設等については、それ以外の対象施設等と性質（入所・通所の違い、要保護性等）が異なることから、児童福祉専門分科会に新たに「通所児童虐待等審査部会」を設置することとし、合わせて関連字句の修正を行う。
- 保育士の再登録については、審査部会の中でより関係性が深い「通所児童虐待等審査部会」において調査審議を行うこととする。

### (2) 改正案（改正部分は下線）

名 称	調査審議事項
児童措置審査部会 〔※ 下記以外の県所管施設等が対象〕	<p>(1) 児童福祉法により調査審議が必要とされる要保護児童の処遇に関すること。</p> <p>(2) 愛知県が関与していた児童虐待による死亡事例等の検証に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉法に定める県が所管行政となる被措置児童等虐待（通所児童虐待等審査部会の所管を除く。）に関すること。</p>
通所児童虐待等審査部会 〔※ 表1-②の太字施設等が対象〕	<p>(1) 児童福祉法に定める県が所管行政となる被措置児童等虐待（一時預かり事業、病児保育事業、保育所、児童館及び認可外保育施設に限る。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める入園児虐待に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法により調査審議が必要とされる保育士の再登録に関すること。</p>

※ 今後予定される虐待対応に関する国ガイドラインの発出に伴い、字句修正の可能性あり。

### (3) 改正の時期

2025年10月1日 保育士の再登録は2026年4月1日以降であるが、すでに法改正がされていることから、合わせて改正する。

### (4) 委員構成及び開催頻度

現時点での事務局案については次のとおり。

委 員	5名	〔学識経験者（保育等）、学識経験者（心理）、医師、弁護士、事業者（保育所）〕
開催頻度	3～4か月に1回	（審議案件による）